

指定通所介護事業所
デイサービスつつじが丘 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、社会福祉法人こもはら福祉会が開設するデイサービスつつじが丘（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 関係の市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスつつじが丘
- 二 所在地 三重県名張市つつじが丘北5番町162番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤 生活相談員兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- 二 生活相談員 1名以上（1名は常勤 管理者を兼務）

生活相談員は、申し込みに係る調整を行うとともに、利用者の心身の状況を的確に把握し、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。また、通所介護計画に基づき、利用者が生活の質の向上を図ることができるよう相談・援助等を行う。

- 三 介護職員 4名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じて必要な介護を行う。

- 四 看護職員 1名以上（機能訓練指導員を兼務）

看護職員は、利用者の健康及び心身状態の確認や介護を行う。

- 五 機能訓練指導員 1名以上（看護職員を兼務）

機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8:30～17:30
- 三 サービス提供時間 9:30～16:40

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は次のとおりとする。

利用定員 30名 (介護予防通所介護を含む。)

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画に基づいてサービスを提供する。

- 一 生活指導、相談援助
- 二 健康チェック
- 三 機能訓練
- 四 食事の提供
- 五 入浴介助
- 六 送迎
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(指定通所介護の利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額の1割又は2割とする。

2 前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受ける。

- 一 食費 昼食600円 (おやつ代を含む)
- 二 おむつ代 実費
- 三 前各号のほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させることが適当と認められるもの 実費

3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、あらかじめ当該サービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は名張市内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 指定通所介護の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

2 利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定通所介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条 指定通所介護の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者及び市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。このため、事業所は万が一の事故発生に備え、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

第13条 震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という。)に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行う。

避難訓練 : 年2回 (救出訓練、通報訓練を含む)

2 前項の具体的計画とは、消防法施行規則第3条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

3 事業所は、第1項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(相談・苦情対応)

第14条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定通所介護に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束等の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務計画を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努める。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的業務継続継続の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。
- 一 採用時研修 採用後6か月以内
 - 二 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、全ての従業者等に、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
 - 一 事業所における感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

- 4 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を
用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書
により得る。
- 5 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は
優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護員
等の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び
非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講
じるものとする。
- 7 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人こもはら福祉会とデイサービ
スつつじが丘の管理者との協議に基づいて定める。

(改正)

第19条 この規程を改正又は廃止したときは社会福祉法人こもはら福祉会理事会に報告するものと
する。

附 則

本規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

令和4年 11月 1日 改訂

令和5年 4月 1日 改訂

令和6年 4月 1日 改訂

令和6年 6月 1日 改訂